

令和 5 年度第 20 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 6 年 1 月 25 日

担当部・課：保健福祉部介護福祉課〔内線 2432〕

① 件 名
介護保険料の所得段階変更及び介護用品支給事業の財源移行について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 今後の介護給付費の増加などを背景として、第 1 号被保険者間での所得再分配機能を強化することにより、低所得者の保険料の抑制を図る趣旨から、令和 6 年 1 月 19 日に「介護保険法施行令の一部を改正する政令」が公布され、国の定める標準段階数、標準乗率、公費軽減割合が見直しされた。</p> <p>また、介護保険法第 115 条の 45 第 3 項に基づき、国・県・市・第 1 号保険料を財源とする地域支援事業の任意事業である「家族介護支援事業」のうち、介護用品の支給に係る事業（以下「介護用品支給事業」という。）については、平成 27 年 4 月から、原則、地域支援事業（任意事業）の対象外として取り扱うこととされたが、これまで激変緩和措置として例外的に任意事業の対象とされてきた。</p> <p>令和 5 年 1 2 月、厚生労働省より介護用品支給事業の廃止・縮小に向けて、第 9 期介護保険事業計画期間中に第 1 号保険料を財源とする市町村特別給付や保健福祉事業等への移行を含めた取組を着実に実行するよう通知があった。</p> <p>【目的】 本市の介護保険料所得段階・乗率の設定について、国の標準段階を基準として設定することとし、所要の改定を行うもの。</p> <p>また、介護用品支給事業については、第 9 期介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）において保健福祉事業に位置付け、財源を移行するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号） 介護保険法施行令（平成 10 年法律第 412 号） 石巻市介護保険条例（平成 17 年法律第 165 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 2 節 生きがいをもち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実 3 高齢者の生活支援を推進する</p> <p>第 9 期介護保険事業計画</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 5 年 7 月 全国介護保険担当課長会議 （介護保険部会における 1 号保険料負担の多段階化等に関する議論などを踏まえて保険料について検討する予定である旨が示された。）</p> <p>1 1 月 第 4 回石巻市介護保険運営審議会（第 9 期介護保険事業計画案）</p> <p>1 2 月 パブリックコメントの実施</p> <p>～令和 6 年 1 月</p> <p>1 2 月 厚生労働省老健局介護保険計画課通知 「第 9 期計画期間に向けた第 1 号保険料に関する検討について（見直し内容及び諸係数）」 「地域支援事業（任意事業）のうち介護用品の支給に係る事業の第 9 期介護保険事業計画期間における取扱いについて」</p> <p>令和 6 年 1 月 介護保険法施行令の一部を改正する政令公布</p>

<p>⑤ 主な内容</p>
<p>1 介護保険料 標準段階を9段階から13段階へ多段階化し、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げ等を行う。(別紙参照)</p> <p>2 介護用品支給事業(在宅で高齢者を介護している家族の方に介護用品支給券を交付する制度) 国・県・市・第1号保険料を財源とする地域支援事業(任意事業)から、第1号保険料のみを財源とする保健福祉事業に移行し、引き続き介護用品支給事業を継続する。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)</p>
<p>1 介護保険料 標準段階を第9段階から第13段階への多段階化を行うことにより、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げを行うことで、低所得者の保険料上昇の抑制が図られる。</p> <p>【市財政への負担】</p> <p>(1) 第10段階から第13段階に該当する高所得者の標準乗率を引き上げることにより、約45,000千円が増額となる見込み。</p> <p>(2) 第1段階から第3段階に該当する低所得者の標準乗率を引き下げることにより、約18,000千円が減額となる見込み。</p> <p>(3) (1)と(2)の差額(約27,000千円)は、低所得者軽減費用公費負担額の一部に充当となる。</p> <p>※令和5年度実績人数(第9段階以上は、厚生労働省老健局介護保険計画調べの全国割合)から算定</p> <p>2 介護用品支給事業 第1号被保険者の介護保険料で全額負担するため、市の財源措置が不要となる。</p> <p>【市財政への負担】</p> <p>総事業費約10,000千円のうち、市負担の一般財源が約2,000千円(事業費等×19.25%)が減額となる見込み。</p> <p>※金額は、令和4年度決算額より算定</p> <p>※地域支援事業(任意事業)負担割合 国：38.5%、県：19.25% 市：19.25%、第1号被保険者：23.0%</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>全国の市町村で、令和5年12月の厚生労働省老健局介護保険計画課通知に基づき、条例改正手続きを行っている。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和6年2月 市議会第1回定例会に介護保険条例の一部改正について提案 (施行予定年月日：令和6年4月1日) 第5回石巻市介護保険運営審議会(第9期介護保険事業計画最終案) 石巻市介護保険運営審議会からの答申</p> <p>3月 石巻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定 介護保険料等の見直しについてホームページ掲載等により周知</p>
<p>⑨ その他</p>